



バイヒルズ社 労 士 事 務 所 便 り

〒221005 横浜市神奈川区栄町 11 KDX 横浜ビル 6 階
TEL : 045-450-6701 (平日 9:00 ~ 17:00)
FAX : 045-450-6706



【今月の一言】

花粉症シーズン到来といったところでしょうか。知人から「加湿すると楽になる」と聞き、去年あたりから実践しています。目のかゆみがぐっと抑えられる(という気がしています)のでおすすめです。それでは今月もバイヒルズ社労士事務所便りをお届けいたします。(事務員 S)

3月スタート!? 子どもへのコロナワクチン接種でわかっていることとは?

◆休園・休校が大幅に増加

感染拡大により、保育所等の全面休園は 777(2月 3 日時点)、公立学校の全面休校は 1,114(1 月 26 日時点)となっています。そのため、5~11 歳の子どもを新たに新型コロナワクチンの接種対象に加えることが決定されました。

◆早ければ 3 月頃から接種開始

厚生労働省の 1 月 28 日付資料によれば、2 月下旬に 5~11 歳用のファイザー社のワクチンの配分を開始し、予防接種法関係の改正を経て、早ければ 3 月頃から接種が可能になるとされています。

大人用とは異なる製品が使われるため、混同を避けるためとして、子ども専用の接種会場を設置する自治体もあります。

◆子どものワクチン接種で従業員が休まざるを得なくなったら?

厚生労働省の新型コロナウイルスに関する Q&A (企業の方向け)では、子どものワクチン接種では保護者の同伴が原則とされるため、休暇や労働時間の取扱いについて次のような方法を検討してほしいとしています。

- 子の看護休暇の周知や要件緩和
- 失効年休積立制度などの活用

◆「子の看護休暇」とは?

育児介護休業法上、未就学の子を養育する労働者は、申出により、年間 5 労働日(子が 2 人以上の場合は 10 労働日)まで、子の看護または子に予防接種・健康診断を受けさせるために、1 日単位または時間単位で休暇を取得できるとされています。事業主は、

この申出を拒むことができません。

3 月以降、従業員自身が 3 回目の接種を受けるケースも増えますから、業務に支障が出ないよう、早めに影響を見極めて対応を検討しておくといでしょう。

2022 年の確定拠出年金はどう変わる?

確定拠出年金制度は、長期化する高齢期の経済基盤を充実できるよう、また、中小企業を含むより多くの企業や個人が制度を活用できるよう、制度の見直しが行われました。2022 年度に施行される改正内容は次のとおりです。

◆受給開始時期の上限が 75 歳に延長

今年 4 月から企業型 DC と iDeCo の老齢給付金の受給開始時期を 60 歳(加入者資格喪失後)から 75 歳までの間で、ご自身で選択することができます。

◆企業型 DC の加入可能年齢の拡大

今年 5 月から、企業型 DC に加入することができるのが現行の 65 歳未満→70 歳未満の方まで拡大されます。ただし、企業によって加入できる年齢などが異なります。

◆iDeCo の加入可能年齢の拡大

現在、iDeCo に加入できるのは 60 歳未満の公的年金の被保険者ですが、今年 5 月から 65 歳未満に拡大されます。

◆企業型 DC 加入者が iDeCo に加入しやすく

現在、企業型 DC に加入している方が iDeCo に加入するには、各企業の労使の合意が必要ですが、今年 10 月から原則加入が可能となります。

ただし、企業型 DC の事業主掛金と iDeCo の掛金、これらの合計額がそれぞれ以下のとおりであることが必要です。また、企業型 DC において加入者掛金を拠出(マッチング拠出)している場合などには、iDeCo に加入できません。

【企業型 DC に加入している方が iDeCo に加入する場合】

- 企業型 DC 事業主掛金(①)→55,000 円以内

- iDeCo 掛金(②)→20,000 円以内
- ①+②→55,000 円以内

【企業型 DC と確定給付型(DB、厚生年金基金など)に加入している方が iDeCo に加入する場合】

- 企業型 DC 事業主掛金(①)→27,500 円以内
- iDeCo 掛金(②)→12,000 円以内
- ①+②→27,500 円以内

令和 3 年分一般職業紹介状況と今後の採用活動

◆有効求人倍率は 3 年連続低下

厚生労働省は、毎月ハローワークにおける求人、求職、就職の状況を取りまとめ、一般職業紹介状況として公表しています。

公表内容によれば、令和 3 年平均の有効求人倍率は 1.13 倍となり、前年の 1.18 倍を 0.05 ポイント下回っています。令和 3 年平均の有効求人は前年に比べ 1.6% 増、有効求職者は 6.6% 増となっており、コロナ禍による影響が長引いている状況が読み取れます。

◆直近の動き

一方、令和 3 年 12 月の数値をみると、有効求人倍率(季節調整値)は 1.16 倍となり、前月を 0.01 ポイント上回っています。有効求人(季節調整値)は前月に比べ 1.8% 増、有効求職者(同)は 1.6% 増、新規求人(原数値)は前年同月と比較すると 12.2% 増となっています。産業別では、製造業(34.6% 増)、情報通信業(20.4% 増)、運輸業・郵便業(16.2% 増)、サービス業(15.1% 増)などで増加となっているようです。

◆持ち直している業種も

感染拡大の状況が不透明な中、採用活動の急速な活発化は難しい状況ですが、既に感染拡大前を上回る水準となっている業種もあります。

このタイミングで優秀な人材の獲得に向けて戦略的に動く中小企業もあり、人材確保の課題は長期的にみると避けられないことが予想されます。今後の採用活動の方針を検討したいところです。

3 月の税務と労務の手続

【提出先・納付先】

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降採用の労働者がいる場合> [公共職業安定所]

16 日

- 個人の青色申告承認申請書の提出 <新規適用のもの> [税務署]
- 個人道府県民税および市町村民税申告 [市区町村]
- 個人事業税の申告 [税務署]
- 個人事業税の申告 [都・市]
- 贈与税の申告期限<昨年度分> [税務署]
- 所得税の確定申告期限 [税務署]
- 確定申告税額延納の届出書提出 [税務署]
- 財産債務調書、国外財産調書の提出 総収入金額報告書の提出 [税務署]

31 日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌末日> [公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限 [税務署]